

令和4年度入学生対象

「保育士修学資金」

修学生募集要領

事前申請用

事前申請の対象者 (詳細はP7をご確認ください)

- ・ 下記いずれかに該当し、令和4年4月に保育士養成施設に入学する方 (合格通知の出ている方)
 - ①生活保護世帯に属する高校3年生
 - ②府・市町村民税が非課税の世帯に属する高校3年生

申請受付期間

- ・ 令和3年12月1日(水)～令和4年2月28日(月) ※随時

申請方法

- ・ 本募集要領をよく読み、申請を希望する方は必要書類を準備したうえで、まずは、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センターへお電話ください。
- ・ 電話で来所日時を予約のうえ、必要書類を携えて面談を受けてください。

※事前申請に間に合わない場合や対象者に該当しない場合 (府・市町村民税が課税世帯の場合) は、保育士養成施設へ入学後に申請することができます。



社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会
大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪市中央区中寺 1-1-54
大阪社会福祉指導センター内

TEL : 06-6776-2943 (祝日を除く 月～金 9:00～17:00)

FAX : 06-6761-5413

<http://www.osakafusyakyō.or.jp/fcenter/>

目次

目次	2
第1部 保育士修学資金 貸付制度	3
修学資金の申請を希望するみなさんへ	3
修学資金の概要	4
第2部 保育士修学資金 募集要領	7
修学資金の申請要件	7
第3部 保育士修学資金 申請と提出書類	9
修学資金の申請手順	9
提出書類についての諸注意	10
提出書類チェックリスト	12
貸付決定後の手続きについて	13
第4部 関係資料	14
返還免除対象業務	14
保育士修学資金貸付要綱・要領	15
大阪府内の保育士養成施設	24
大阪福祉人材支援センターおよび大阪府保育士・保育所支援センターのご案内	25

用語の説明

この「保育士修学資金 修学生募集要領」の中で使用する略称、及び用語の意味は次の通りです。

募集要領	保育士修学資金貸付事業 修学生募集要領。本冊子。
修学資金	特に表示しない場合は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 保育士修学資金。
本事業	保育士修学資金貸付事業。
指定保育士養成施設	保育士としての必要な知識及び技能を習得させることを目的として、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設(P. 24参照)
修学生	養成施設に在籍し、修学資金貸付の決定を受けた者。養成施設を卒業後も、貸付を受けた修学資金が返還免除になるか、返還を完了するまで修学生と呼称する。
府社協	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 大阪福祉人材支援センター。
返還免除対象業務	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱に記載するア～コまでの施設または事業であり児童の保護等の業務(P. 14参照)。
保育士(として)	養成施設を卒業して、もしくは卒業し国家試験に合格して、保育士となる資格を有する修学生で、社会福祉法人日本保育協会(登録事務処理センター)に登録している者。
国家試験	特に表示しない場合は、保育士国家試験。
国家資格	特に表示しない場合は、保育士。
休職	業務従事先の就業規則に定められた範囲内で休暇を取り、在籍はしているが就労していない状態。
離職	退職し、返還免除対象業務に従事していない状態。

第1部 保育士修学資金 貸付制度

修学資金の申請を希望するみなさんへ

第1部では、保育士修学資金貸付制度の仕組みについて説明します。
内容を十分お読みになったうえで、申請を希望する方は、第2部以降をお読みください。

なお、未成年の方は、保護者や法定代理人(親権者・後見人)等と話し合ったうえで申請してください。

修学資金は、保育士の資格取得を目指す学生の修学を容易にし、質の高い保育士の養成確保を図るため、養成施設に在学している学生に対して、修学に必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

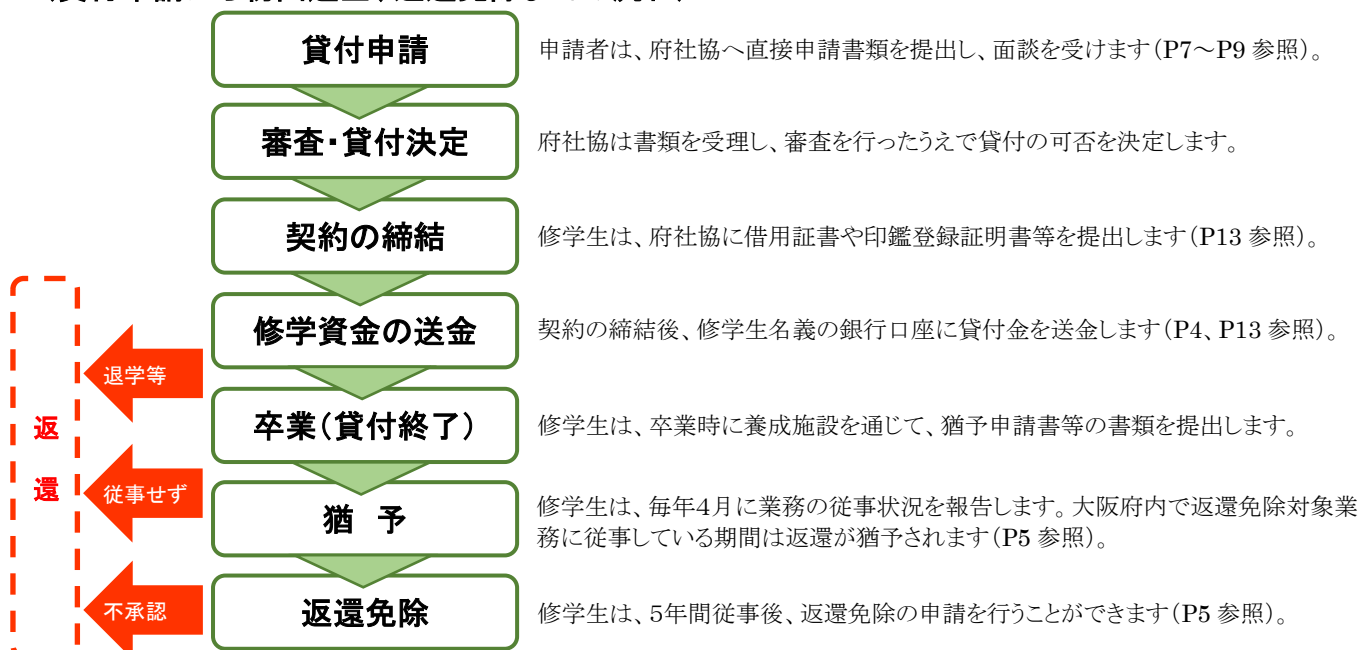
養成施設を卒業後、保育士として、大阪府内の保育所等で継続して5年間働くと、借り受けた修学資金の返還は全額免除されます。

生活保護受給世帯もしくは府・市町村民税が非課税の世帯に属する高校3年生が、保育士養成施設に進学する時は、入学前に貸付の申請を行うことができます。この申し込みを「事前申請」といいます。

☆申請前に知っておいてほしいポイント

- 修学資金は貸付制度(借りるもの)です。一定の条件を満たせば返す必要はありません。しかし、返還免除の規定に該当しない場合は必ず返さなければなりません。修学資金を借りるのも、返すのも、返還免除の申請を行うのも、みなさんご自身です。他人まかせにせず、「修学資金を借りるのは自分」という自覚をもって申請してください。
- 事前申請に際しては、ご自身と親権者が、申請受付期間内に府社協へ必要書類を持参し、面談を受けてください。
- なお、入学前に申請できなかった場合や府・市町村民税が課税されている世帯に属する方は、4月以降、養成施設入学後に養成施設を通じて申請することができます。

(貸付申請から初回送金、返還免除までの流れ)



修学資金の概要

令和4年度に保育士養成施設に進学を予定している、生活保護受給世帯もしくは府・市町村民税の課税されていない世帯(非課税世帯)に属する高校3年生を対象に、修学生の募集を行います。修学資金の貸付を希望する方はこの冊子をよく読み、申請を行ってください。

なお、貸付決定後、入学準備金のみ養成施設入学前に送金しますが、修学資金の初回送金は4月以降になりますのでご注意ください(※高等教育の修学支援新制度を利用する場合、入学準備金の金額に制限が加わります)。

修学資金の種類・貸与の方法・貸与期間

修学資金の種類	貸与の方法 (修学生本人名義の口座に振込みます)	貸与期間										
保育士修学資金 (無利子)	原則、3カ月に1回振込み(4月・7月・10月・1月) (初回の入金時期)	2年間 (ただし、令和4年4月分から、卒業する正規の修業年限の終期まで) ※正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合、2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間とすることができます。										
			<table border="1"> <tr> <td></td> <td>入学準備金</td> <td>修学資金ほか</td> </tr> <tr> <td>事前申請者</td> <td>令和3年度内</td> <td>令和4年4月以降</td> </tr> <tr> <td>入学後申請者</td> <td colspan="2">令和4年8月以降</td> </tr> </table>		入学準備金	修学資金ほか	事前申請者	令和3年度内	令和4年4月以降	入学後申請者	令和4年8月以降	
			入学準備金	修学資金ほか								
事前申請者	令和3年度内	令和4年4月以降										
入学後申請者	令和4年8月以降											

貸付限度額

- **修学資金** 50,000円(千円単位)

修学資金の貸付期間は2年間です。ただし、正規の修学期間が2年を超える養成施設に在学している場合は、2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間とすることができます。

例) 2年課程の場合	50,000円 × 24カ月 = 1,200,000円
4年課程の場合	25,000円 × 48カ月 = 1,200,000円
3年課程の場合	33,000円 × 36カ月 = 1,188,000円

- **入学準備金** 200,000円(令和4年度入学者対象/初回のみ)(千円単位)
- **就職準備金** 200,000円(卒業年度に係る最終回のみ)(千円単位)
- **生活費加算**

生活保護世帯もしくは非課税世帯に属する方は、下記に定める加算額の借り入れを申し込むことができます。

ただし、入学により令和4年4月1日以降、生活保護の適用を受けない方、または令和3年度の府・市町村民税課税証明書が非課税の世帯に属する方に限ります。

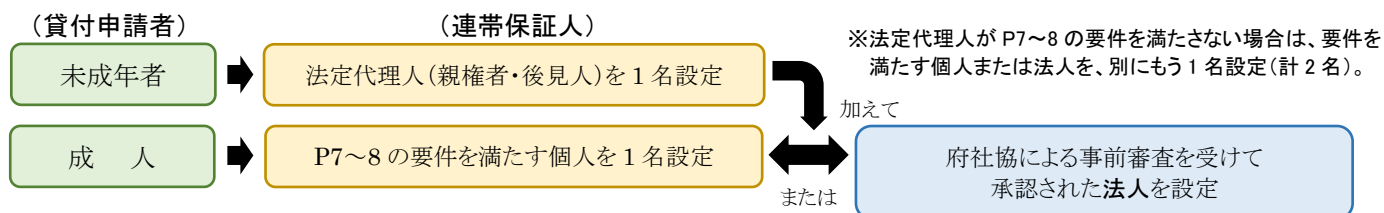
大阪府級地	市町村名	加算限度額 (12~19歳)
1級地-1	大阪市 堺市 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 守口市 枚方市 茨木市 八尾市 寝屋川市 松原市 大東市 箕面市 門真市 摂津市 東大阪市	43,910円
1級地-2	岸和田市 泉大津市 貝塚市 和泉市 高石市 藤井寺市 四條畷市 交野市 忠岡町	41,940円
2級地-1	泉佐野市 富田林市 河内長野市 柏原市 羽曳野市 泉南市 大阪狭山市 島本町 熊取町 田尻町	39,960円
3級地-1	阪南市 豊能町 能勢町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村	36,010円

※お住まいの市町村により、生活費加算の上限額が異なります。

※「高等教育の修学支援新制度」を利用する方は、修学資金および入学準備金の貸付額が制限される場合があります。詳細はP7をご確認のうえ、貸付申請を行ってください。

連帯保証についての留意点

- ・修学資金の貸付を受けるには、成人、未成年にかかわらず連帯保証人が1名必要となります。
 - ・未成年者が修学資金を申請する場合は、必ず法定代理人(親権者・後見人)を連帯保証人としてください。
ただし、法定代理人が連帯保証人の要件(P7~8)を満たさない場合は、別にもう1名、要件を満たす連帯保証人を設定する必要があります。
 - ・連帯保証人には、個人と法人のいずれがなることもできますが、どちらを選択しても、修学生が返還の義務を負うことには変わりありません。また、連帯保証人は修学生と連帯して返還の義務を負うので、修学生は連帯保証人をお願いする個人・法人に対して詳しく説明してください。
- ※法人を連帯保証人にする場合は、あらかじめ府社協が法人に対して事前審査を行います(P8 および P11 をご参照)。
不明な点は、府社協へお問い合わせください。
- ※申請者が未成年者で被後見人の場合や、児童養護施設等に入所している児童もしくは里親等に委託中の児童であって、法定代理人を連帯保証人として設定できない場合は、確認事項がありますので、府社協にご一報ください。



修学資金の返還猶予

次の①~⑤のいずれかに該当することとなった場合は、申請により貸付金の返還が猶予されます。

- ① 養成施設を卒業後、大阪府内で返還免除対象業務(P14)に従事しているとき。
- ② 貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- ③ 留年または卒業延期によって、正規の修学期間を超えても養成施設に在籍しているとき。
- ④ 被災、病気、ケガ、出産・育児休業等やむを得ない事由のため休職するとき。
- ⑤ 被災、病気、ケガ、出産・育児休業等やむを得ない事由のため離職するとき。

修学資金の返還免除における留意点

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請により貸付金の全額の返還が免除となります。

- ① 修学生が、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府内において保育士として返還免除対象業務(P14)に従事し、かつ、引き続き5年間従事したとき(ただし、大阪府内の過疎地域で従事した場合は3年間)。
- ② 上記に規定する業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため、業務を継続することができなくなったとき。

※なお、2年間以上、返還免除対象業務に従事した場合、退職の事由によっては、修学資金の返還を一部免除することができます(免除申請および審査が必要です)。

※転職等により、複数の施設・事業所に従事した場合は、引き続き従事しているものとみなし、業務期間として通算します。

修学資金の返還についての留意点

1. 貸付契約の解除

次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月分から修学資金の貸付契約を解除します。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認めるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 虚偽の申し込みその他不正な方法により修学資金の貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (6) 個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- (7) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

■ 修学生が休学し、または停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金の貸付を行いません。

■ 修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除します。

2. 返還

下記の事由にあたる場合、返還免除や猶予の規定に該当する場合を除き、当該事由が生じた日の属する月の翌月から、修学生および連帯保証人が返還しなければなりません。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に、保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 養成施設を卒業した日から1年以内に、大阪府内において返還免除対象業務に従事しなかったとき。
- (4) 大阪府内において返還免除対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

3. 返還の方法

返還の期間は2年です。

※貸付期間より短い期間で返還することや、一括返還も可能です。

例) 2年間の修学で、下記のとおり貸付を受けた後に返還になった場合

「修学資金」 1,200,000 円 (50,000 円 × 24 カ月)

「入学準備金」 200,000 円

「就職準備金」 200,000 円

計 1,600,000 円

⇒ 月々の返還額 約 66,666 円 × 24 カ月月賦

※なお、返還期間内に貸付金を返還しなかった場合は、返還期限の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収します。

ただし、法人による連帯保証において、返還期限を超過した場合は、貸付金(残債務)を一時に返還していただきます。(法人による連帯保証の場合、返還期限の超過ならびに延滞利子の発生を想定しておりません)。

第2部 保育士修学資金 募集要領

修学資金の申請要件

第2部では、修学資金の申請方法や申請資格、連帯保証人等について説明します。
 まずは、申請の期限を確認し、その後、申請条件を満たしているか、一つひとつ確認していきましょう。
 なお、修学資金の募集については、本事業の予算の範囲内で貸付を行います。
 また、提出書類の様式は、大阪福祉人材支援センターのホームページからダウンロードするか、資料請求してください。

申請期間

令和3年12月1日(水)～令和4年2月28日(月)

※「高等教育の修学支援新制度」を利用する方は、支援区分が決定し、「授業料等減免」の金額が確定後、申請してください。
 ※府社協へお越しいただき、申請者本人及び親権者が面談を受ける必要があります。電話予約のうえお越しください。
 ※障がいや疾病等の理由から、お越しになることが困難な場合はお問い合わせください。

申請資格

次の1～4のすべてを満たす必要があります。

1. 令和4年4月1日時点で、養成施設に在学しているもしくは在学を予定している方。
2. 養成施設卒業後、大阪府内の保育所等で保育士として、引き続き5年間以上、返還免除対象業務(P14)に従事しようとする意思を有している方。
3. 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる方。
4. 次のいずれかに該当する方。
 - ① 大阪府内の養成施設に在学(予定を含む)していること
 - ② 令和4年4月以降も引き続き、大阪府内に住民登録をしていること

※修学生の国籍は問いません。ただし、外国籍の方の場合は在留資格を確認します。

申請額の決定

- 申請額は、貸付限度額(P4)を上限に、修学に必要な範囲内で決めてください。
- 「高等教育の修学支援新制度」を利用し、「授業料等減免」および「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記事項に留意してください。

修学資金	支援区分にもとづく授業料等減免後の自己負担額を上限に、貸付限度額の範囲内で申請することができます。 ※自己負担額には、養成施設が設定している授業料に加え、実習費や施設整備費、交通費等の学業に必要な経費を含むことができます。
入学準備金	支援区分にもとづく授業料等減免後の自己負担額を上限に、貸付限度額の範囲内で申請することができます。
就職準備金	200,000円を上限に、申請することができます。
生活費加算	給付型奨学金を受給する場合、申請することができません。

連帯保証人について(事前にご準備ください)

修学資金の申請には、原則1名の連帯保証人が必要です。

連帯保証人の要件

- ・未成年者が修学資金を申請する場合は、必ず法定代理人(親権者・後見人)を連帯保証人としてください。
連帯保証人は下記の要件をすべて満たすことが必要です。
 - ① 日本国内において居住し、独立した生計を営むこと。
 - ② 申請時において年齢が20歳以上65歳未満であること。
 - ③ 府・市町村民税の課税がされていること(現在、従事中であること)。

<連帯保証人に該当しない事由>

- ・府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている場合。
(親権者が未成年の複数の子どもの修学資金の連帯保証人となる場合を除いて、1名の連帯保証しかできません)
- ・府社協から修学資金の貸付を受けている場合。
- ・生活福祉資金等の貸付の返済を滞納している場合。
- ・債務整理中(自己破産等)の場合。
- ・修学生が相互に連帯保証人となることはできません。

法定代理人(親権者・後見人)が連帯保証人の要件を満たさない場合

- ・未成年者の法定代理人が「連帯保証人の要件」を満たさない場合、連帯保証人を別にもう1名設定することで、申請を行うことができます。なお、連帯保証人は個人もしくは法人のいずれかを選択することができます。

個人に連帯保証を依頼する場合

- ・要件を満たす個人に連帯保証人をお願いしてください。
- ・連帯保証人は、所得に関する証明書(府・市町村民税課税証明書等)を提出してください。なお、貸付決定後には印鑑登録証明書を提出する必要があります。

法人(福祉施設)に連帯保証を依頼する場合

- ・修学資金の返還についての保証を、勤務先(アルバイト含む)等の法人が引き受ける制度です。法人と申請者との間で雇用契約(アルバイト含む)が結ばれている場合は、法人が職員の福利厚生の一環として保証人になることができます。
- ・この保証は、日本学生支援機構の貸与型奨学金の「機関保証」とは異なり、大阪府内で返還免除対象業務を営む法人が、修学資金の連帯保証人となるものです。
- ・法人が連帯保証人となる場合、法人保証の「事前審査」が必要です。

- 毎年、法人保証の申込の受付を行い、事業内容の確認、決算書による保証能力の判定などを経て、法人保証の承認の手続き(承認番号の付与)を行っています。
- 法人保証を希望される場合は、従事先(予定)の法人に、「過去に法人保証の実績があるか」をご確認ください。
※大阪福祉人材支援センターのホームページに「法人保証の手引き」が掲載されていますので、そちらをご案内のう え、大阪福祉人材支援センターへお問合せいただくよう、お伝えください。
- 事前審査を終え、承認がおりましたら、貸付申請時に法人の書類を提出していただきます(P11参照)。

【連帯保証人となる法人の要件】

- ・法人は、下記すべての要件を満たすことが必要です。
 - (ア) 審査申込日時点で、法人設立から5年以上経過していること。
 - (イ) 審査申込日時点で、大阪府内において返還免除対象業務を営んでいること。
 - (ウ) 財務状況が健全であり、保証能力を有していること。
 - (エ) 過去5年以内において、次の事項に該当していないこと。
 - ・営業を廃止又は解散していないこと。破産、和議、会社整理、会社更生の申し立てがないこと。
 - ・財産上の信用に係る差押え、仮差押え、仮処分、競売、強制執行、遅滞処分等を受けていないこと。
 - ・営業停止処分、手形交換所の取引停止処分を受けていないこと。
 - (オ) 中央福祉人材センター及び大阪福祉人材支援センターが運営する「福祉のお仕事」サイトにおいて、大阪府内の事業所登録を行っていること。
 - (カ) 「介護福祉士修学資金等法人保証申込書」に必要な添付書類(P11の③から⑨)が提出できること。

第3部 保育士修学資金 申請と提出書類

第3部では、修学資金の申請手順やどのような提出書類が必要になるかについて説明します。

まずは、申請完了までの流れを確認しましょう。その後、どのような書類を準備したらよいか、確認していきましょう。

修学資金の申請手順

申請の手順は次のとおりです。別途、指示があった場合は、内容に従ってください。

1	<p>府社協へ資料請求もしくはホームページからダウンロードし、以下の書類を受け取ってください。</p> <p>① 令和4年度入学生対象「保育士修学資金」修学生募集要領 事前申請用(本冊子)</p> <p>② 保育士修学資金貸付申請書及び記入例</p> <p>③ 同意書</p> <p>※なお、作文用紙もお渡ししていますが、貸付決定後の提出で構いません。</p>
---	---



2	<p>申請に必要な書類を準備してください。</p> <p>① 保育士修学資金貸付申請書(様式第1-1号)</p> <p>② 同意書(申請者および親権者、連帯保証人の記名・押印がされたもの)</p> <p>③ 申請者の住民票 <small>※住民票と現在お住まいの住所が一致し、マイナンバーが記載されていないもの ※申請日より前3カ月以内に発行され、申請者を含む世帯全員が記載されているもの ※続柄や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されているもの</small></p> <p>④ 連帯保証人の令和3年度の府・市町村民税課税証明書(令和2年中の所得証明)</p> <p>⑤ 学業成績証明書(在学中の高校等が発行するもの)</p> <p>⑥ 養成施設の合格通知書(写し)(令和4年4月から入学する養成施設が発行するもの)</p> <p>⑦ 生活保護受給世帯もしくは府・市町村民税の非課税世帯に属することが分かるもの <small>(生活保護受給証明書もしくは世帯全員の府・市町村民税課税証明書等(高校生以下は不要))</small></p> <p>以下項目に該当する際には準備をしてください。</p> <p>⑧ <u>生活保護受給世帯</u>で、生活費加算を受ける場合 <small>福祉事務所長の意見を付した「保護意見書」→ 別途、府社協が直接連絡をとり、送付していただきます。 (事前相談の状況や、入学により令和4年4月1日以降、生活保護の適用を受けないことを確認します。また、貸付による自立助長の効果に関して意見を求めます)。</small></p> <p>⑨ 「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合 <small>独立行政法人日本学生支援機構が発行する「大学等奨学生採用候補者決定通知」(支援区分が記載)</small></p> <p>⑩ 法人が連帯保証人となる場合に必要な書類(P11の①②)</p> <p>⑪ その他、府社協会長が必要と認める書類</p>
---	---



3	<p>令和3年12月1日(水)～令和4年2月28日(月)の期間中、面談の予約を行い、申請に必要な書類 上記2の①～⑦と、該当者は⑨～⑪を持参のうえ、必ず申請者本人と法定代理人(親権者・後見人)と一緒に府社協へお越しください。面談のため、1時間程度要します。</p>
---	--



申請手続き完了

(参考)申請手続き後の流れ

- 府社協にて審査を行います。
 不備や不足書類があった場合、府社協から直接申請者へ連絡します。定められた期日までに再提出がない場合、不備等がある申請内容で審査を進めざるを得ませんので、ご注意ください。
- 審査が完了した方から、随時、貸付決定または不承認通知を送付します。

提出書類についての諸注意

1. 共通

■作成にあたっては、下記の注意点に従って記入してください。

- ① 氏名の漢字は、住民票に記載された文字を使ってください(略字は不可)。
- ② ボールペンを使用する場合、黒色または青色のものをお使いください。鉛筆やこすると消えるボールペン(フリクションペン)を使用した場合、再度作成していただきます。
- ③ 修正する場合、修正液や修正テープは使用しないでください。二重線で消して、その人が使用した印を押し、余白に正しい文字・数字を書いてください。
- ④ 住所は、それぞれの欄に正確に記入してください。「同上」、「〃」等は認められません。
- ⑤ 用紙をコピーして使用する場合は、同じサイズ、方向にコピーして使ってください。

2. 申請書

■記入例をよく確認し、記入してください。パソコンによる作成でも構いません。

- ・法定代理人(親権者等)の全員および連帯保証人(予定)の氏名・住所を記入してください。押印は不要です。
- ・法定代理人(親権者等)の欄は、民法に定める親権者または未成年後見人のみ記入が必要です。親権をもっていない人(離婚して親権者ではなくなった父または母や祖父母)は該当しません。
- ・未成年後見人は、登記等の提出が必要な場合があります。

3. 同意書

■記載内容を十分確認のうえ、記入してください。

- ・申請者および法定代理人(親権者等)、連帯保証人(予定)全員が、各々、自署、押印してください。
- ・申請者と法定代理人が、同じ姓であっても、それぞれ別の印(スタンプ印可)で押印してください。

4. 他の奨学金との併給を受ける場合

■保育士修学資金は、修学のために必要な範囲で他の奨学金との併給を認めています。他の奨学金を借り入れている場合(予定を含む)、必ず申請書の「他の奨学金等の借り入れ状況」欄に記入してください。

なお、財源に国庫補助を含むものや、本修学資金と同様の目的をもつもの等、併給できない貸付金もあります。

(併給が可能なもの 例)

- ・高等教育の修学支援新制度(日本学生支援機構への申請) ・日本学生支援機構の貸与型奨学金
- ・日本政策金融公庫の教育一般貸付(国の教育ローン) ・教育訓練給付制度(一般教育訓練給付、専門実践教育訓練給付)

(併給ができないもの 例)

- ・修学資金貸付制度 ・生活福祉資金貸付制度(教育支援資金※1) ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金
- ・職業訓練受講給付金(求職者支援制度) ・離職者等再就職訓練
- ・ひとり親家庭自立支援給付金※2 (自立支援教育訓練給付金/高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金)
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 ・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金

※1 同じ目的で教育支援資金を借り受けし、先に償還した場合、修学資金の貸付は可能です(修学資金を償還にあてる等)。

※2 給付額との差額により自己負担額が生じる場合、自己負担額部分については貸付が可能です。

★「高等教育の修学支援新制度」との併給について

- ・「授業料等減免」および「給付型奨学金」の支給を受ける場合は、下記取り扱いとなります。

修学資金	△授業料等減免後の差額支給	入学準備金	△授業料等減免後の差額支給	就職準備金	○併給可	生活費加算	×併給不可
------	---------------	-------	---------------	-------	------	-------	-------

※高等教育の修学支援新制度を優先に適用することから、授業料等減免の金額が確定後、修学資金の貸付決定を行います。そのため、通常より貸付審査・決定に時間を要します。

■保育士修学資金は、養成施設への修学のために必要な範囲で他の奨学金(学生支援機構等)との併給を認めています。他の奨学金を借り入れている場合(予定を含む)、必ず申請書の「他に受けている奨学金等」欄に記入してください。

5. 住民票

- 住民票の提出に際しては、以下内容にご注意ください。
 - ・住民票は、市区町村の窓口で、申請する方を含む**世帯全員が記載された住民票**を請求してください。
 - ・続柄や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されているもの
 - ・申請日より前3カ月以内に発行されたもの。
 - ・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。
 - ・住民票は現住所地の証明書類となるものです。進学のための一人暮らしであっても、住民票を異動していただく必要があります(一人暮らしであっても「**世帯全員**」と記載された住民票が必要です)。

6. 連帯保証人の令和3年度の府・市町村民税課税証明書(個人が連帯保証人となる場合)

- 連帯保証人の課税状況等を確認するために、令和3年度の府・市町村民税課税証明書を提出してください(令和2年中の課税や所得金額が分かるもの)。
 - ・「府・市町村民税課税証明書」の名称は、市区町村によって異なる場合があります。
(例)「課税証明書」「非課税証明書」「住民税証明書」「課税台帳記載事項証明書」等
 - ・名称が異なっても、市区町村が発行し、令和2年中の課税や所得金額を証明するものであれば、証明書類として認めます。

なお、以下は、証明書類として認められません。

「所得証明書」、「市民税・府民税特別徴収税額の通知書」、「源泉徴収票」、「特別徴収税額の決定通知書」、「納税証明書(税務署発行)」、「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等。

7. 法人が連帯保証人となる場合の必要書類

- 法人が連帯保証人となる場合は、下記の書類を用意していただくよう法人に依頼してください。
なお、法人の保証能力に関して**事前審査**を行いますので、ご不明な点は大阪府社協までお尋ねください。
- 提出の必要な書類…③④⑦は原本、その他は原本証明したものの提出が必要になります。

社会福祉法人の場合	医療法人や株式会社等の場合
<p>■修学資金の事前申請時に必要な書類 (申請者が府社協へ提出)</p> <p>①貸付に同意する旨が議決された理事会の議事録 ②申請者に通知した雇用契約書(写し)等 ※雇用契約がある場合</p> <p>(参考)</p> <p>■事前審査に必要な書類 (法人が府社協へ提出)</p> <p>③介護福祉士修学資金等法人保証申込書 ④履歴事項全部証明書(申込日前3カ月以内に発行されたもの) ⑤決算関係書類(直近5年分) ・貸借対照表 ・収支計算書 ・事業活動計算書 ⑥事業計画書 ⑦法人税納税証明書(未納税額がないことの証明) ⑧法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑨定款変更をする場合は、変更後の定款</p>	<p>■修学資金の事前申請時に必要な書類 (申請者が府社協へ提出)</p> <p>①貸付に同意する旨が議決された取締役会・理事会等の議事録又は稟議書 ②申請者に通知した雇用契約書(写し)等 ※雇用契約がある場合</p> <p>(参考)</p> <p>■事前審査に必要な書類 (法人が府社協へ提出)</p> <p>③介護福祉士修学資金等法人保証申込書 ④履歴事項全部証明書(申込日前3カ月以内に発行されたもの) ⑤決算関係書類(直近5年分) ・貸借対照表 ・損益計算書 ・キャッシュフロー計算書(株式会社で作成している場合) ・株主資本等変動計算書(株式会社の場合) ⑥事業計画書 ⑦法人税納税証明書(未納税額がないことの証明) ⑧法人、事業所のパンフレット(代表的なもの) ⑨内部規程</p>

提出書類チェックリスト

- ・修学資金の申請続きは、申請者、親権者等が責任をもって行いましょう。
- ・提出書類の種類や書類の記入方法については、P10～P11に記載されています。よくお読みいただき、提出書類を用意してください。
- ・提出する前に必ず以下の項目を確認し、誤りや不足がないことを確認してください。

保育士修学資金貸付申請書	<input type="checkbox"/> パソコンによる作成でも構いません。 <input type="checkbox"/> ボールペンを使用する場合、黒色または青色のもので記入してください。(こすると消えるボールペンや、鉛筆は不可です) <input type="checkbox"/> 修正がある場合は、修正テープ等を使わず、二重線で訂正後、訂正印を押してください。 <input type="checkbox"/> 連帯保証人は、P7～8で示す連帯保証人の要件をすべて満たす個人または法人に限ります。 <input type="checkbox"/> 「修学に係る費用の使途および他に受けている奨学金等」については、貸付けを受ける修学期間を通じて必要な金額を記入してください。 <input type="checkbox"/> 養成施設に支払う学費の他、交通費や実習に係る費用の記入は可能ですが、食費や休業に伴う生活費の補てんは対象となりません。 <input type="checkbox"/> 修学に必要な使途(支出)について、金額の根拠が不明確な場合は確認し、内容によっては追加資料の提出を求める場合があります。 <input type="checkbox"/> 他に受けている(受ける予定)の奨学金の名称と金額を記入してください。
同意書	<input type="checkbox"/> 申請者および法定代理人(親権者等)、連帯保証人(予定)全員が、各々、自署、押印してください。 <input type="checkbox"/> 申請者と法定代理人が、同じ姓であっても、それぞれ別の印(スタンプ印可)で押印してください。
申請者の住民票	<input type="checkbox"/> 申請者を含む 世帯全員 が記載されている。 <input type="checkbox"/> 続柄 や在留資格(外国籍の方の場合)が記載されている。 <input type="checkbox"/> 申請日より前3カ月以内に発行されている。 <input type="checkbox"/> 現住所と住所が一致している。 <input type="checkbox"/> マイナンバーが記載されていない。
連帯保証人の府・市町村民税課税証明書	<input type="checkbox"/> 令和2年中の所得証明として、令和3年度の府・市町村民税課税証明書等(P11)が必要です。 <input type="checkbox"/> 「源泉徴収票」や「住民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」での代用は認められません。 <input type="checkbox"/> 法人が連帯保証人となる場合は、事前の審査が必要ですので、法人の担当者から府社協にご連絡ください。
学業成績証明書	<input type="checkbox"/> 在学中の高校等が発行するもの(調査書(いわゆる内申書)ではない)。 <input type="checkbox"/> 申請年度のもので発行できない場合は、前年度のもので構いません。
養成施設の合格通知書	<input type="checkbox"/> 令和4年4月から入学する養成施設が発行し、合否が分かるもの。
生活保護受給世帯もしくは府・市町村民税の非課税世帯に属することが分かるもの	<input type="checkbox"/> 福祉事務所が発行する生活保護受給証明書 もしくは <input type="checkbox"/> 世帯全員の令和3年度の府・市町村民税課税証明書等 (高校生以下は不要)
法人が連帯保証人となる場合に必要書類	<input type="checkbox"/> 貸付に同意する旨が議決された理事会等の議事録又は稟議書。 申請者に通知した雇用契約書(写し)等 ※雇用契約がある場合
※生活費加算を受ける場合に必要証明書 (生活保護受給世帯のみ対象)	<input type="checkbox"/> 福祉事務所長の意見を付した「保護意見書」(事前相談の状況や、入学により令和4年4月1日以降、生活保護の適用を受けないことを確認します。 また、貸付による自立助長の効果に関して意見を求めます)。 → 別途、府社協が福祉事務所に直接連絡を行い、発行を依頼します。
「高等教育の修学支援新制度」を利用する場合	<input type="checkbox"/> 「令和4年度 大学等奨学生採用候補者決定通知」 (支援区分が記載されているもの) ※独立行政法人日本学生支援機構による発行

※その他、府社協会長が必要と認めて、提出を依頼した書類。

(参考 貸付決定後に提出いただくもの)

作文「保育士を目指したきっかけ・保育分野での将来の夢」	<input type="checkbox"/> 保育士を目指す心構えと、将来保育士として働くことへの決意を表すものとして書いてください。
-----------------------------	---

貸付決定後の手続きについて

貸付を決定した後の手続きの概要は次の通りです。

休学や退学等の場合は、速やかに府社協へご相談ください。状況によっては、それまでに貸し付けた金額を返還いただく場合があります。

1	決定の通知 府社協から申請者あてに送付いたします。 内容に誤りがないか、確認してください。
----------	--



2	借用証書の提出(本人→府社協) 下記の書類を準備して送付してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保育士修学資金借用証書 ② 修学生本人、連帯保証人、法定代理人の印鑑登録証明書(法人については、印鑑証明書) <ul style="list-style-type: none"> ・提出日前3カ月以内に発行されているもの。 ・修学生が未成年の場合、本人分は不要ですが、法定代理人が両親の場合は父母双方のもの(2通)が必要です。 ・令和4年4月1日以降に提出する場合、修学生本人と連帯保証人のものが必要です(法定代理人は不要)。 ③ 振込先(本人名義)の銀行口座の通帳の写し(金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義等が確認できるもの) ④ 貸付金振込口座届出書 ⑤ 作文「保育士を目指したきっかけ・保育分野での将来の夢」 ※この作文は内容の評価するものではありません。保育士を目指す心構えと、将来保育士として働くことへの決意を表すものとして書いてください。 ⑥ 進学先の在学証明書(入学後に提出してください) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(提出書類の留意点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入方法 こすると消えるボールペンを使用しないこと。申請者および連帯保証人、法定代理人が自署すること。 ・書類の押印 実印による押印を行うこと(法定代理人が複数いる場合、実印は異なるものが人数分必要)。未成年者は認印で可ですが、借用証書の作成時点で成人の場合は実印(印鑑登録証明書)が必要。 ・収入印紙 貼付け・割り印を行うこと(収入印紙は1枚が望ましい。切手の貼付けは不可)。 ・口座届出書 通帳の記載内容を、正しく漏れなく転記すること(なお、ゆうちょ銀行のコードは9900、支店名は漢数字)。 </div>
----------	--



3	初回貸付金の振込み 借用証書や添付書類に不備がなければ、府社協に到着後、おおむね2週間以内に初回の貸付金を指定口座に振込みます。 (例) 令和4年度新入生が、令和4年2月15日に借用証書を提出した場合 入学準備金 : 200,000円 → 令和4年3月初旬 修学資金(4月～6月分) : 150,000円(50,000円×3カ月) → 令和4年4月 ※ 7月分以降の振込みは、3カ月ごとにまとめて初めの月の中旬に振り込みます(令和4年7月、10月、1月、令和4年4月・・・)。
----------	--



4	卒業(貸付終了) 養成施設ごとに卒業時に必要な様式がとりまとめて送付されます。 卒業後の4月末日までに、それぞれ必要な書類を提出してください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 修学資金返還猶予申請書(様式第9号) ② 業務従事開始届(様式第14号) ③ 現況報告書〈A〉 ④ 養成施設の卒業証書の写しまたは修了証明書の写し ⑤ 保育士証の写し ※状況に応じて提出書類が異なる場合があります。 ※返還免除になるまで、毎年4月に業務の従事状況を報告していただく必要があります。
----------	--



5	返還免除 5年間の業務従事後、返還免除の申請を行うことができます。 (※大阪府内の過疎地域での従事の場合は3年間)
----------	--

第4部 関係資料

返還免除対象業務

返還免除対象業務に該当するか不明な場合はお問い合わせください。

区域	施設等種別、及び法令・通知等
全国	国立高度専門医療研究センターまたは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって、児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設
	肢体不自由児施設「整肢療護園」
	重症心身障害児施設「むらさき愛育園」
大阪府	児童福祉法第6条の2の2第2項及び同条第4項 ・児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設（放課後等デイサービスなど）
	児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（保育所を含む） ・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・児童厚生施設 ・児童養護施設 ・障害児入所施設 ・児童発達支援センター ・情緒障害児短期治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター
	児童福祉法第12条の4に規定 ・児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
	児童福祉法第18条の6に規定 ・指定保育士養成施設
	学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している幼稚園 ・「認定こども園」への移行を予定している幼稚園
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定 ・認定こども園
	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの ・家庭的保育事業 ・小規模保育事業 ・居宅訪問型保育事業 ・事業所内保育事業
	児童福祉法第6条の3第13項に規定するものであって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの ・病児保育事業
	児童福祉法第6条の3第2項に規定するものであって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの ・放課後児童健全育成事業
	児童福祉法第6条の3第7項に規定するものであって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの ・一時預かり事業
	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定 ・離島その他の地域における特例保育を実施する施設
	児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とするものであって、同法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない認可外保育施設のうち、次に掲げるもの i) 児童福祉法第59条の2の規定により届出をした施設 ii) i)に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設 iii) 雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設 iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設 v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
	子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの ・企業主導型保育事業
その他 ・ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）	

※幼稚園において幼稚園教諭として従事する場合は、返還免除対象業務に該当しません。

大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法大阪府社会福祉協議会保育士修学資金(以下「修学資金」という。)は、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金を貸付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

(貸付対象)

第2条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設(以下「養成施設」という。)に在学する者。

2 養成施設卒業後、大阪府(国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は全国の区域とし、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。))以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。)内の、次のア～コに規定する従事先施設等において児童の保護等の業務に従事しようとする者。

ア 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、第7条に規定する「児童福祉施設(保育所を含む)」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの

- ・ 教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
- ・ ウに定める「認定こども園」への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する「認定こども園」

エ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であって、同法第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

ク 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、次に掲げるもの

- i) 法第59条の2の規定により届出をした施設
- ii) i)に掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設
- iii) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
- iv) 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- v) 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

コ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業

3 大阪府内市町村の住民基本台帳に記録されている者又は大阪府内に住民登録はしていないが大阪府内の養成施設に在学する者。なお、2以上の都道府県から重複して貸付けを受けることはできない。

4 優秀な学生であって、かつ、家庭の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる者。

5 1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)については、貧困が親から子へ連鎖する「貧困の連鎖」の防止の観点から、生活保護受給世帯など経済的に困窮する世帯の子どもの社会的・経済的自立を実現するため、生活の安定に資する資格として保育士資格の取得を支援するものであるため、生活費加算の貸付対象者に係る経済状況

は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 貸付申請時に生活保護受給世帯の者であって、第2条に規定する養成施設に就学する者

イ アに準ずる経済状況にある者として、都道府県知事等が必要と認める者

(例)前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

- ・地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- ・地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
- ・国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条または第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- ・国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(貸付対象者の選定)

第3条 貸付対象者の選定に当たっては、養成施設から推薦を求めること等により公正かつ適切に行う。

なお、貸付対象者の推薦を養成施設へ求める場合にあつては、不当に特定の養成施設に貸付対象者が偏ることのないよう留意するとともに、養成施設から適正な推薦を受ける観点から、常日頃より養成施設との密接な連携を図る。

2 生活保護受給世帯の者などを対象として、養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合にあつては、貸付申請は貸付対象者が社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という。)に直接行い、当該貸付対象者の居住地を管轄する福祉事務所(以下「福祉事務所」という。)等との連携により適切に行う。

また、東日本大震災等の被災者にあつては、学業優秀、家庭の経済状況等の要件を問わず、養成施設から被災地出身者等であることを確認のうえ、適切に行う。

3 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合には、養成施設への入学選考前に貸付内定を通知するよう努める。

4 養成施設への入学前に貸付対象者の選定を行う場合において、貸付申請者が貸付申請時に生活保護受給世帯の者である場合の取扱いについては、以下のとおりとする。

ア 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)は、選定に当たって次のことを確認する。

i)第2条4のうち学業優秀、家庭の経済状況

(確認書類の例)

○ 学業優秀

養成施設からの推薦に替えて、

- ・貸付対象者が高校生である場合は、高校の調査書、内申書
- ・上記以外の場合は、養成施設への就学意欲、資格取得後における保育分野での就労意思等

○ 家庭の経済状況

福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書

ii)貸付による自立助長の効果に関する福祉事務所長の意見

イ 会長は、生活保護受給世帯の者に対する貸付の可否について、福祉事務所長に対し連絡すること。

ウ 生活費加算と生活保護の支給を同時に受けることはできないこと。

したがって、会長は、貸付申請時に生活保護受給世帯の者であつて、次のいずれかに該当する貸付決定を行った場合には、福祉事務所長が発行する保護変更決定通知書(写)等を貸付対象者から提示させる等により生活保護が廃止されていることを確認する。

i)貸付申請時に生活保護受給世帯の高校生であつて、高校を卒業し、直ちに養成施設に就学しようとする者に対する貸付決定を行った場合

ii)貸付申請時に生活保護受給世帯の者であつて、i)以外の者に対する生活費加算を含む貸付決定を行った場合

5 生活費加算が「貧困の連鎖」の防止に資するためには、生活費加算を含む貸付金の貸与だけではなく、福祉事務所による支援や他の人材確保事業等と相俟って、その十分な効果が期待されるものと考えられるので、会長は、福祉事務所、保育士養成施設等の関係機関と連携を密にし、継続的な支援に努める。

(取組例)

- 保育士養成施設に在学中の出席状況や学業成績等の就学状況に関する定期的な確認及び支援
- 保育士養成施設卒業後の保育関係等の求人情報の紹介や就職の斡旋
- 保育関係の職場に就労後の定着支援やキャリアカウンセリング等

6 中高年離職者(入学時に45歳以上の者であつて、離職して2年以内のものをいう。)については、離職証明等の客観的判断の可能な書類で離職状況を確認する。

(貸付期間)

第4条 養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

なお、原則として2年間とするが、病気等真にやむを得ない事情によって留年した期間中もこれに含めて差し支えない。

また、正規の修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、第5条に掲げる額のうち学費相当分(月額50,000円以内)の2年間に相当する金額の範囲内であれば正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

(貸付額)

第5条 月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。

また、貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者であつて、養成施設に入学し、在学する者については、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算をすることができるものとする。

- 2 利子は、無利子とする。
- 3 修学資金は、養成施設に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費等(生活費加算分については在学中の生活費を含む。)に充当するものであるため、貸付金については、第1項に定める金額の範囲内であれば授業料等養成施設に対する納付金の額の如何を問わず、本人の希望する額を貸し付けて差し支えないものであること。

(連帯保証人)

第6条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を立てなければならないが、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付を受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立支援ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であつて、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、連帯保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

- 2 連帯保証人は、修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第7条 会長は、修学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付契約を解除するものとする。

- (1)退学したとき。
- (2)心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
- (3)学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- (4)死亡したとき。
- (5)虚偽その他不正な方法により修学資金の貸付けを受けたことが明らかになつたとき。
- (6)個人再生や自己破産など、債務整理を開始したとき。
- (7)その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。
- 2 会長は、修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないものとする。
- 3 会長は、修学生が修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第8条 会長は、修学生が次の各号の一に該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。

- (1)養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大阪府(国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とし、東日本大震災等における被災県(岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。)以外の都道府県等において貸付けを受け、被災県において業務に従事する場合は、当該都道府県等及び当該被災県とする。以下同じ。)内の第2条第2項に規定する従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間(過疎地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第2条第1項に規定する区域又は同法の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。)において当該業務に従事した場合又は中高年離職者が当該業務に従事した場合にあつては、3年間)引き続き(災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。)当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学生の意思によらず、大阪府外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- (2)(1)に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。
- 2 保育士登録を行った者が第1項の(1)に規定する業務に従事することができなかった場合であつて、養成施設卒業後1年以内に第1項の(1)に規定する職種以外の職種に採用された者については、会長が本人の申請に基づき第1項の(1)に規定する業務に従事する意思があると認めた場合、第1項の(1)及び第9条の(2)に規定する「養成施設を卒業した日から1年以内」を、「養成施設を卒業した日から2年以内」と読み替えて差し支えない。

(返還)

第9条 修学生が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事しなかったとき。
- (4) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

(返還の債務の履行猶予)

第10条 (当然猶予) 会長は、修学生が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

2(裁量猶予) 会長は、修学生が次の各号の1に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 大阪府内において第8の(1)に規定する業務に従事しているとき。
- (2) 災害、疾病、負傷、育児休業等その他やむを得ない事由があるとき。

なお、その他やむを得ない事由は、第8条の(1)に規定する業務に従事することが困難であると客観的に判断できる場合であること。

(返還の債務の裁量免除)

第11条 会長は、修学生が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸付けた修学資金(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた修学資金を返還することができなくなったとき。
返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき
返還の債務の額の全部又は一部
- (3) 大阪府内において2年以上第8の(1)に規定する業務に従事したとき
返還の債務の額の一部

2 前項の(1)及び(2)に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限り、個別に適用する。

また、前項の(3)の返還の債務の裁量免除は、本事業が第8条の(1)に規定する業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく貸付けを受けた者の状況を十分把握のうえ、個別に適用する。この場合、貸付けを受けた期間以上所定の業務に従事した者であっても、本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については適用しない。

3 前項の(3)に該当する場合に免除することができる債務の額は、大阪府内において、第8条の(1)に規定する業務に従事した月数を、保育士修学資金の貸付けを受けた月数の2分の5(中・高年齢離職者等については2分の3)に相当する月数で除して得た数値(この数値が1を超えるときは、1とする)を返還の債務の額に乗じて得た額とする。

ただし、円未満の小数については切り捨てるものとする。

4 第1項の(2)に規定する返還債務の裁量免除を行う場合、大阪府知事はその妥当性について承認することとする。

(延滞利子)

第12条 会長は、修学生が正当な理由がなくて修学資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和2年3月31日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、なお従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金貸付要綱(以下「要綱」という。)に基づき、社会福祉法人大阪府社会福祉協議会保育士修学資金(以下「修学資金」という。)の貸付けに関し、必要な事項について定める。

(貸付対象)

第2条 修学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者とする。

- ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- 2 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会(以下「府社協」という)が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。

(養成施設の役割)

第3条 この事業の実施にあたって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他施設(以下「養成施設」という。)は、常に府社協及び修学生等との連絡を密にし、卒業後等においても、指導等を十分に行うものとする。

(貸付申請)

第4条 申請者は、修学資金貸付申請書(以下「申請書」という。)に必要書類を添付して、養成施設を通じて社会福祉法人大阪府社会福祉協議会会長(以下「会長」という)に申請するものとする。

- 2 養成施設の長は、申請者から申請書の提出を受けたときは、適当と認める者に対して、推薦状及び推薦名簿を添えて会長に提出するものとする。
- 3 貸付申請時に生活保護受給世帯又はこれに準ずる経済状況にあると都道府県知事が認める世帯の世帯員である者は、養成施設への入学前に貸付申請を行う場合、申請書に必要書類を添付して、直接、会長に申請するものとする。
- 4 養成施設の入学前に貸付け決定を行った場合、当該養成施設へ入学しなかったときは、その決定を取り消すものとする。

(貸付額)

第5条 入学準備金、就職準備金、生活費加算は、これらのみを貸付けることはできない。

- 2 生活費加算の貸付対象者は、貸付申請時のみとする。
なお、生活費加算は、申請者の貸付申請時における年齢及び居住地に対応する区分の額を、2年間以内の期間を基本として加算するものであり、貸付後の加齢や転居等により対応する区分が異なることとなった場合や生活扶助基準の見直しがあった場合も、貸付期間中の加算額の見直しは行わないものとする。
- 3 高等教育の修学支援新制度と併給する場合は、次のとおり取り扱うこととする。
 - (1)貸付額および入学準備金は、授業料等減免後の自己負担額の範囲において貸付けることができる。
 - (2)給付型奨学金の支援対象者は、生活費加算の貸付対象外とする。

(連帯保証人)

第6条 個人の連帯保証人を立てる場合は、次の(1)から(6)に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1)独立した生計を営んでいる者。
- (2)日本国内に居住する成年の者。
- (3)申請日において年齢が65歳未満の者。
- (4)住民税が課税される程度の安定した収入がある者。
- (5)日本国籍を有する者又は次のいずれかに該当する者。
 - ①定住者 ②永住者 ③特別永住者 ④日本人の配偶者等 ⑤永住者の配偶者等
- (6)府社協が実施している生活福祉資金等の貸付金の連帯保証人になっている等、非該当の要件ではない者。
- 2 法人の連帯保証人を立てる場合は、予め、当該法人が府社協の事前審査を受け承認を得ているものとする。
なお、事前審査の内容は別に定める。
- 3 法定代理人である連帯保証人が第1項の要件を満たしていない場合は、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 4 連帯保証人が死亡し、または個人再生や自己破産など債務整理を開始したときは、別にもう1名の要件を満たす連帯保証人を立てなければならない。
- 5 修学資金の貸付けを受けた者(以下「修学生」という。)が、連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書を

会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付決定)

第7条 会長は、貸付申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは修学資金の貸付けを決定する。なお、貸付けの可否については、書面により、養成施設を通じて申請者に通知するものとする。

(貸付契約)

第8条 貸付決定を受けた者は、前条の規定による通知を受けた日から14日以内に、保育士修学資金借用証書等の必要書類を提出しなければならない。

2 特別な事情がなく、前項の期間内に提出しない者は、修学生となることを辞退したものとみなす。

3 貸付契約の内容に変更が生じた場合は、貸付額・貸付条件変更申請書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(貸付金の交付)

第9条 会長は、前条の規定により必要書類の提出があったときは、修学資金を交付する。

2 修学資金の交付は、分割の方法によるものとし、原則、1回につき3カ月分ずつを口座振込の方法により交付する。

なお、分割交付の時期は別に定める。

3 第4条3項による申請に基づき貸付決定を行った場合は、養成施設への入学前に、入学準備金のみ交付することができる。

4 当該養成施設への入学に際し、生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)を借り受けている場合は、先に貸付金を償還にあて、貸付金の残額を修学生に交付する。

5 貸付契約の内容に変更が生じ、府社協が必要と認めた場合は、修学資金の交付を休止する。

(返還の債務の当然免除)

第10条 要綱第8条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第11条 要綱第10条の規定により返還の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、猶予の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは返還の猶予を決定する。なお、猶予の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 修学生は、返還猶予を開始した日の属する月から1年毎の該当する時期に、府社協に現況報告書および業務従事期間証明書を提出しなければならない。

4 修学生が、前項の申請や提出を行わない場合は、貸付契約を解除する。

5 疾病、負傷、育児休業等の事由による履行猶予の最長期間は次のとおりとする。

(1)療養のためは、3年。

(2)産前・産後休業は、出産予定日の6週間前、出産の翌日から8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)。

(3)育児休業は、子が1歳(一定の場合において1歳2カ月。保育所等に入所できない等の理由がある場合1歳6カ月、それでも保育所等に入所できない等の理由がある場合2歳。)に達する日までの期間。

父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日までの間の1年間。

(4)介護休業は、3カ月。

(返還の債務の裁量免除について)

第12条 要綱第11条の規定により返還債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に申請しなければならない。

2 会長は、免除の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは返還の免除を決定する。なお、免除の可否については、書面により、申請者に通知するものとする。

3 要綱第11条第1項の(1)及び(2)に該当する場合に免除することができる債務の額は、返還する能力を失うに至った事由の程度により、会長が定める額とする。

(返還の方法)

第13条 修学生が、要綱第9条の各号のいずれかの事由に該当し、修学資金を返還しなければならなくなったときは、当該事由に該当することとなった日(要綱第10条の規定により返還の猶予を受けている場合は、当該猶予期間が満了したとき。)か

ら速やかに、修学資金返還計画書を府社協に提出しなければならない。

- 2 要綱第9条に規定する返還は、貸付けを受けた修学資金の均等額を、月賦により口座振替の方法によるものとする。ただし、この方法によらず、繰り上げて返還をすることができる。

(一時返還)

第14条 会長は、前条に規定する方法により返還させることが適当でないと認めるものについては、貸付けした修学資金の全額を一時に求めることができるものとする。

(延滞利子)

第15条 修学生が災害その他やむを得ない事由により、貸付額を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、延滞利子を徴収しないこととすることができる。

(届出義務)

第16条 修学生は、次の各号のいずれかの事由が生じた場合には、当該各号に規定する様式等により、直ちに会長に届け出なければならない。ただし、養成施設に在学中は養成施設を通じて届け出るものとする。

- (1) 修学生又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他重要な事項に異動があったとき。
 - (2) 修学生が休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
 - (3) 修学生が停学又は退学の懲戒処分を受けたとき。
 - (4) 修学生が留年したとき。
 - (5) 修学生であることを辞退するとき。
 - (6) 連帯保証人が死亡したとき
- 2 修学生が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は、死亡届に事実を証明する書面を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 修学生が、大阪府内において児童の保護等の業務に従事したときは業務従事開始届により、業務従事先を変更したとき又は児童の保護等の業務に従事しなくなったときは業務従事先等変更届に業務従事期間証明書を添えて、直ちに会長に届け出なければならない。

(従事期間の計算)

第17条 修学生が児童の保護等の業務に従事した後、求職活動を行う次の期間は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。

- (1) 6か月以上業務に従事した場合は、3か月間
 - (2) 6か月未満業務に従事した場合は、1か月間
- 2 修学資金の免除及び猶予の算定の基礎となる従事期間の計算は、児童の保護等の業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(返還金の催告)

第18条 事前通知なく返還金が延滞している場合、修学生および連帯保証人に対して督促状を発送し、電話または文書、訪問による催告を行う。

(調査)

第19条 府社協は、修学生、法定代理人および連帯保証人の所在、生活状況や返還状況に不明な点があるときは、電話または文書により、住所地や勤務地の状況を関係者に照会し、または実地による調査を行う。

(返還金の延滞に係る措置)

第20条 正当な理由なく返還金が延滞し、府社協からの催告または調査に応じない時は、民事訴訟法等に基づき、法的措置を取る。

(費用の負担)

第21条 修学生および連帯保証人は、本契約に関し、府社協において債権の保全または行使のために支出したすべての費用を負担する。

- 2 修学生および連帯保証人は、府社協の指定する金融機関へ振込により返還を行う場合、当該振込にかかる手数料を負担する。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に基づく債務に関しての訴訟の必要性が生じた場合、府社協の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁

判所を管轄裁判所とする。

(借用証書等の返却)

第23条 修学生および連帯保証人は、債務の完了にあたり返還者が数人ある場合、そのいずれの者に対して借用証書等を返却されても異議を申し立てることはできない。

附 則

1 この要領は、令和2年11月1日から施行する。

(様式1) 大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程

保育士修学資金貸付事業に関する個人情報取扱業務概要説明書

大阪府社会福祉協議会個人情報保護規程第5条の規定に基づく、保育士修学資金貸付事業(以下「本事業」という。)にかかわる個人情報の種類等についての規定は、次の通りである。

<p>個人情報の種類 (本事業にかかわって取得・利用する個人情報)</p>	<p>次の各書類に本事業利用者が記載した事項及び本事業面接担当者が相談により把握し、記載した事項</p> <p>①修学生名簿 ②修学資金貸付申請書 ③住民票(謄本) ④同意書 ④修学生決定・不承認通知書 ⑤保育士修学資金貸付推薦者名簿 ⑥在学証明書 ⑦修学資金借用証書 ⑧印鑑登録証明書 ⑨住民税課税証明書 ⑩住民税非課税証明書 ⑪生活保護受給証明書 ⑫保護変更決定通知書(写し) ⑬振込先金融機関の通帳など(写し) ⑭業務従事開始届 ⑮保育士登録証(写し) ⑯現況報告書 ⑰業務従事期間証明書 ⑱修学資金返還計画書 ⑲修学資金返還猶予申請書 ⑳修学資金返還免除申請書 ㉑各種 決定・不承認通知書 ㉒その他会長が必要と認める各種届及び書類</p>
<p>個人情報の利用目的</p>	<p>本事業を適正かつ円滑に行い、本事業利用者の学業及び就業の促進、並びに質の高い保育士の養成確保に資することを目的とする。</p>
<p>個人情報の利用・提供方法</p>	<p>上記の各書類は、本事業担当者の管理のもとに保管するとともに、コンピュータに入力し、上記利用目的に沿った利用を行う。</p> <p>(1)内部での利用 ①申請状況管理 ②貸付状況管理 ③返還状況管理</p> <p>(2)外部への情報提供 本事業の管理、事業報告のため、必要に応じて以下の団体に情報提供する場合がある。 ①地方公共団体 ②本事業を実施する社会福祉協議会等 ③本事業利用者が所属する保育士養成施設 ④連帯保証人 ⑤その他法令に基づき、必要と認められる団体</p>
<p>その他の情報</p>	<p>本事業担当者は、上記情報の取得その他の機会において、本事業利用者から相談を受けた事項は、本人の同意のない限りは、伝えてはならない。</p>
<p>個人情報保護担当者</p>	<p>大阪福祉人材支援センター所長および所属職員</p>
<p>本事業における苦情対応担当者</p>	<p>大阪福祉人材支援センター所長</p>

大阪府内の保育士養成施設

入学条件等については、それぞれの養成施設にお問い合わせください。

養成施設名	所在地
大阪大谷大学 教育学部教育学科	富田林市錦織北3-11-1
関西女子短期大学 保育学科	柏原市旭ヶ丘3-11-1
関西福祉科学大学 教育学部教育学科子ども教育専攻 保育士養成課程	柏原市旭ヶ丘3-11-1
四天王寺大学短期大学部 保育科	羽曳野市学園前3-2-1
四天王寺大学 教育学部教育学科幼児教育保育コース	羽曳野市学園前3-2-1
大阪千代田短期大学 幼児教育科	河内長野市小山田町1685
大阪青山大学 健康科学部子ども教育学科	箕面市新稲2-11-1
箕面学園福祉保育専門学校 保育科	箕面市箕面7-7-31
大阪国際大学短期大学部 幼児保育学科	守口市藤田町6-21-57
四條畷学園短期大学 保育学科	大東市学園町6-45
南海福祉看護専門学校 児童福祉科	高石市千代田6-12-53
大阪保育福祉専門学校 総合こども学科	三島郡島本町山崎5-3-10
梅花女子大学 心理こども学部こども教育学科	茨木市宿久庄2-19-5
千里金蘭大学 生活科学部児童教育学科	吹田市藤白台5-25-1
大阪健康ほいく専門学校 保育科/初等教育科	泉大津市東豊中町3-1-15
大阪人間科学大学 人間科学部子ども保育学科	摂津市正雀1-4-1
大阪芸術大学 芸術学部初等芸術教育学科/通信教育部芸術学部初等芸術教育学科	南河内郡河南町東山469
高野山大学 文学部教育学科	河内長野市小山田町1685
大阪芸術大学短期大学部 保育学科/通信教育部保育学科保育コース	大阪市東住吉区矢田2-14-19
常磐会短期大学 幼児教育科	大阪市平野区平野南4-6-7
常磐会学園大学 国際こども教育学部国際こども教育学科	大阪市平野区喜連東1-4-12
大阪教育福祉専門学校 教育保育科第一部/第二部	大阪市生野区林寺2-21-13
大阪城南女子短期大学 総合保育学科	大阪市東住吉区湯里6-4-26
大阪総合保育大学 児童保育学部児童保育学科/乳児保育学科	大阪市東住吉区湯里6-4-26
大阪信愛学院短期大学 子ども教育学科	大阪市城東区古市2-7-30
大阪キリスト教短期大学 幼児教育学科	大阪市阿倍野区丸山通1-3-61
大阪成蹊短期大学 幼児教育学科	大阪市東淀川区相川3-10-62
大阪成蹊大学 教育学部教育学科初等教育専攻	大阪市東淀川区相川3-10-62
相愛大学 人間発達学部子ども発達学科	大阪市住之江区南港中4-4-1
日本メディカル福祉専門学校 こども福祉学科/保育士科	大阪市東淀川区大桐2-6-6
大阪保健福祉専門学校 教育・社会福祉専門課程保健保育科(昼夜開講制)	大阪市淀川区宮原1-2-47
大阪保健福祉専門学校 保育士通信教育科	大阪市淀川区宮原1-2-47
大阪こども専門学校 保育科	大阪市淀川区西中島5-7-23
大阪保育こども教育専門学校 保育養成学科	大阪市淀川区西中島3-8-12
大阪総合福祉専門学校 社会福祉専門課程介護福祉保育学科	大阪市北区本庄東1-8-19
総合学園ヒューマンアカデミーチャイルドケアカレッジ こども保育専攻	大阪市中央区南船場4-3-2ヒューリック心齋橋ビル9階
大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類	堺市中区学園町1-1
桃山学院教育大学 人間教育学部人間教育学科幼児教育課程	堺市南区槇塚台4-5-1
大阪健康福祉短期大学 子ども福祉学科	堺市南区高倉台1-2-1
堺女子短期大学 美容生活文化学科保育士コース	堺市堺区浅香山町1-2-20
太成学院大学 人間学部子ども発達学科保育コース	堺市美原区平尾1060-1
平安女学院大学 短期大学部保育科/子ども教育学部子ども教育学科	高槻市南平台5-81-1
東大阪大学短期大学部 実践保育学科	東大阪市西堤学園町3-1-1
東大阪大学 こども学部こども学科	東大阪市西堤学園町3-1-1
大阪樟蔭女子大学 児童教育学部児童教育学科	東大阪市菱屋西4-2-26

厚生労働省ホームページより 指定保育士養成施設一覧(令和3年4月1日時点)

大阪福祉人材支援センターのご案内

■大阪福祉人材支援センターとは…

社会福祉法に基づき大阪府知事の指定を受けて、大阪府社会福祉協議会に設置されています。
そのうち、無料職業紹介事業については、職業安定法により厚生労働大臣の認可を得て実施しています。
(認可番号:27-ム-030004)

- 職業紹介・相談** ☞ WEB サイト「福祉のお仕事」を利用した就職活動をお手伝いします。
職場体験 ☞ 百聞は一見に如かず！体験登録ができます。
情報提供 ☞ 資格や福祉の現場まで、就職をサポートします。



※さらに、「就職相談会&面接会」や、各種セミナーを開催しています。

大阪福祉人材支援センター

〒542-0065

大阪府中央区中寺1-1-54 (大阪社会福祉指導センター 3階)

開所時間 9:00～17:00(月～金)

(※職業紹介 9:00～11:45、13:00～16:00)

TEL:06-6762-9020

FAX:06-6764-1574

大阪府保育士・保育所支援センターのご案内

■大阪府保育士・保育所支援センターとは…

大阪府の委託を受け、大阪府社会福祉協議会・大阪福祉人材支援センターが事業の運営を行なっています。
「子育て安心プラン」を踏まえ、市町村子ども・子育て支援事業計画で見込まれた教育・保育の量を確保するため、現在勤務していない、いわゆる潜在保育士に対し、就職あっせん・求人情報の提供や、保育士体験、施設見学会、復職応援セミナーの実施等によって就業を支援し、保育の担い手となる保育人材の確保を目的としています。

- 求職相談等** ☞ WEB サイト「福祉のお仕事」に掲載されている求人情報をもとに、あなたの求職活動をお手伝いします。
復職応援セミナー ☞ 保育の知識を広げる講義や現場で使える実技など、保育に役立つセミナーを開催します。
保育士体験 ☞ 当センターに登録された保育所・認定こども園等において保育体験ができます。いろいろな施設を知ることができるチャンスです。

大阪府保育士・保育所支援センター

〒542-0065

大阪府中央区中寺1-1-54 (大阪社会福祉指導センター 3階)

開所時間 9:00～17:00(月～金)

TEL:06-6762-9006

FAX:06-6761-5413



(アクセス)

- Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線・長堀鶴見緑地線
「谷町六丁目」駅下車④番出口から南西へ400m
または
- Osaka Metro(旧大阪市営地下鉄)谷町線・千日前線
「谷町九丁目」駅下車②番出口から北西へ600m

※公共交通機関をご利用ください。

令和4年度入学者対象
「保育士修学資金」修学生募集要領（事前申請用）

令和3年（2021年）11月発行

.....

社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会

大阪福祉人材支援センター 修学資金係

〒542-0065 大阪府中央区中寺1丁目1-54

大阪社会福祉指導センター 3階

TEL : 06-6776-2943 (月～金 (祝日を除く) 9:00～17:00)

FAX : 06-6761-5413

(ホームページ) <http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter>